

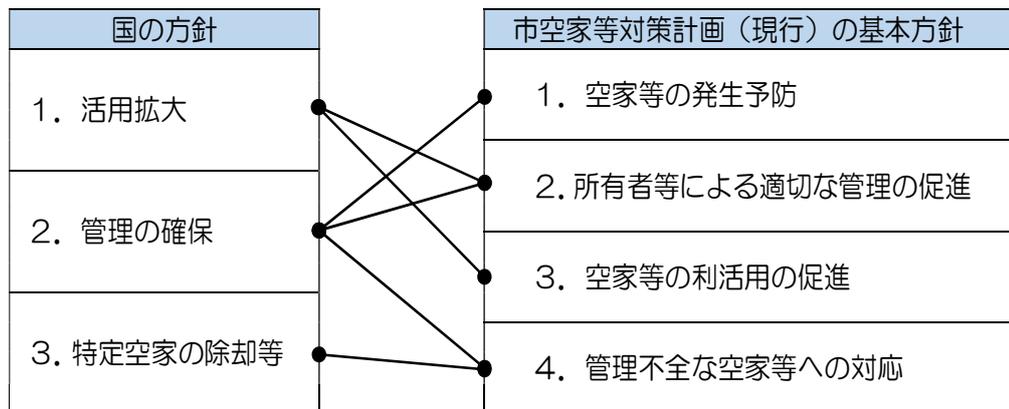
八戸市空家等対策計画（改定案）の概要について

1 改定の目的

八戸市空家等対策計画（令和3年3月策定）が今年度末で計画期間満了を迎えることに加え、令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、市内で増加する空き家への対策をより一層強化するため、計画の改定を行うもの。

2 改定の方針

空家法改正にあたり国が示した方針を、現行計画に掲げる4つの基本方針に取り込む形で反映する。また、行政・市民・民間事業者等の多様な主体が連携し、地域全体で空き家対策を推進する新たな取組を計画に位置付ける。

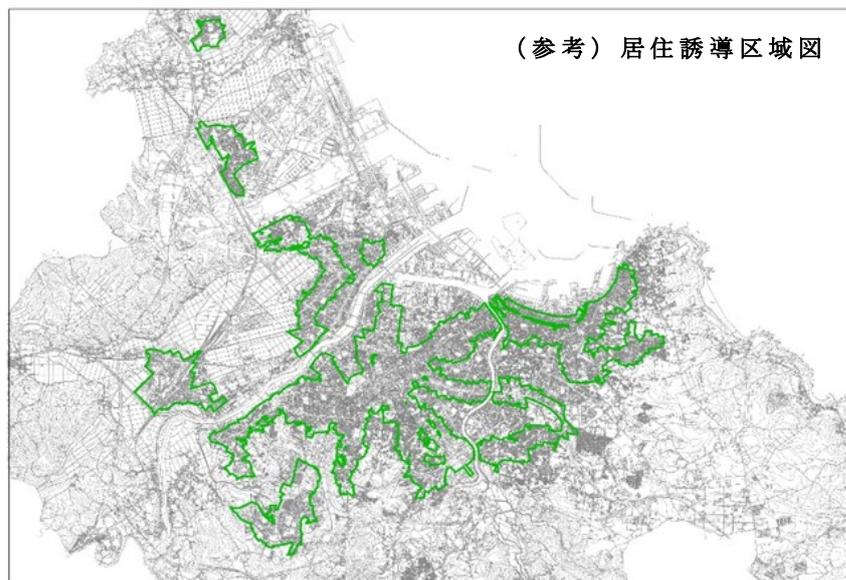


(1) 計画期間

令和6～11年度（6年間）

(2) 対象地区

空き家対策を実施する対象地区は「市内全域」としつつ、八戸市立地適正化計画の居住誘導区域を「重点地区」に設定



3 改定の内容

(1) 主な取組

計画の基本方針	新規追加の主な取組
1. 空家等の発生予防	・テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を活用した情報発信 ・単身高齢者世帯等に対するセミナーの実施
2. 所有者等による適切な管理の促進	・空き家の点検方法等の情報発信
3. 空家等の利活用の促進	・官民連携による(仮称)はちのへ空き家解消ネットワークの構築 ・地域住民が主体となった取組(空き家の把握活動等)に対する支援
4. 管理不全な空家等への対応	・「管理不全空家等」への対応(指導・勧告)

(2) 成果指標及び目標値

計画期間における成果指標の見直し・目標値の設定 ※赤字は新規追加の指標

施策の成果指標	実績値 (R3~R5)	目標値 (R6~R11)
管理不全な空家等への対応に関する指標		
特定空家等の改善件数	—	35 件
空家等の利活用の促進に関する指標		
空き家バンクへの登録件数	50 件	130 件
空き家バンクに登録された空き家の利活用件数	42 件	90 件
空家等の発生予防に関する指標		
空き家相談会・セミナー等の開催回数	5 回	36 回

4 決定・公表

令和6年3月下旬(予定)